

令和5年流山市議会第1回臨時会議案

5月25日招集  
流山市

## 目 次

- 2 7 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号））
- 2 8 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）
- 2 9 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 3 0 副市長の選任について

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月25日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 低所得世帯支援のための住民税非課税世帯等及び低所得の子育て世帯に対する給付金の支給、新型コロナウイルスワクチンの令和5年春開始接種並びにマイナポイントの申請期限の延長に伴う申込支援に係る費用について、特に緊急を要したため、令和5年4月21日付けで令和5年度流山市一般会計補正予算（第1号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

令和５年度流山市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和５年４月２１日

流山市長      井   崎   義   治

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月25日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和5年度以後の市民税、固定資産税及び軽自動車税の賦課等について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

流山市長      井   崎   義   治

## 流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和２６年流山市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３３条の９第２項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第３５条の３の２第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「第１項及び前項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。

第３７条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第１項中「によって」を「により」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第３９条中「及び」を「、個人の」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第４１条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う

森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第３項中「によって」を「により」に改め、同条第５項中「によって」を「により」に、「による」を「により」に改め、同条第６項中「によって」を「により」に改める。

第４３条中「によって」を「により」に改める。

第４４条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によって」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４４条の２第１項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４４条の５において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第２号及び同条第２項中「によって」を「により」に改める。

第４４条の６第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によって」を「方法により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４６条第２項中「においては」を「には」に改める。

第７４条第１号エ中「及び」を「、」に改め、「３輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第４条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第5条の2の2中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第5条の3第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第18項を次のように改める。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第5条の4第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の2の2を次のように改める。

#### 第10条の2の2 削除

附則第10条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第10条の7第3項を削る。

附則第11条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月

31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第11条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第12条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第21条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第74条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2）第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第39条、第41条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第10条の3の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第11条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第11条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

（3）第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

##### （市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の流山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市

民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- ２ 新条例第３５条の３の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき流山市税条例第３５条の３の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- ２ 令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１条第４号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条 新条例第７４条第１号エ及び附則第１１条の２第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- ２ 令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得されたこの条例による改正前の流山市税条例附則第１０条の２の２及び第

10条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第11条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月25日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日等をもって施行されたことに伴い、令和5年度以後の都市計画税の賦課について特に緊急を要したため、同年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

流山市長      井   崎   義   治

## 流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和３２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第１７項中「第１０項、第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項若しくは第３２項から第３６項まで」を「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第３１項から第３５項まで若しくは第４６項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

#### （経過措置）

- ２ 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の流山市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和５年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和４年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- ３ この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第１８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第１７項の規定の適用については、同項中「、第３１項から第３５項まで若しくは第４６項」とあるのは、「若しくは第３１項から第３５項まで」とする。

議案第 30 号

副市長の選任について

流山市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

- 1 氏 名 石原 重雄
  - 2 住 所 野田市〇〇〇〇〇〇
  - 3 生年月日 昭和26年〇〇月〇〇日
- 令和5年5月25日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市副市長石原重雄氏の任期が令和5年6月15日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するに当たり議会の同意を求めるためである。

参考添付

経歴書

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏 名     | 石原 重雄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 現 住 所   | 野田市〇〇〇〇〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 生 年 月 日 | 昭和26年〇〇月〇〇日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 経 歴     | <p>昭48. 3 東洋大学経済学部卒業</p> <p>昭48. 4 } 共同印刷株式会社勤務</p> <p>昭49. 3 }</p> <p>昭49.10 流山市職員（一般職）</p> <p>平 2. 7 } 市長公室秘書課長</p> <p>平 3. 5 }</p> <p>平 3. 5 } 水道局業務課長</p> <p>平 4. 3 }</p> <p>平 4. 4 } 市民生活部参事兼市民ふれあいセンター</p> <p>平 5. 3 } 相馬ユートピア所長</p> <p>平 5. 4 } 都市局建築緑地部公園緑地課長</p> <p>平 9. 3 }</p> <p>平 9. 4 } 保健福祉部厚生課保健福祉総合対策室長</p> <p>平10. 3 }</p> <p>平10. 4 } 介護保険準備室長兼任</p> <p>平11. 6 }</p> <p>平11. 7 } 保健福祉部介護支援課長</p> <p>平14. 3 }</p> <p>平14. 4 } 保健福祉部次長兼障害者支援課長</p> <p>平15. 6 }</p> <p>平15. 6 流山市職員（一般職）退職</p> <p>平15. 6 } 流山市助役</p> <p>平19. 3 }</p> <p>平19. 4 流山市副市長</p> <p>現在に至る。</p> |

